

年末年始

# ご寄附のお願い

アレルギーっ子のための患者会活動は皆様のご寄附によって支えられています。

アレルギー支援ネットワークへの日頃のご支援・ご協力に感謝申し上げます。

私達は、食物アレルギーなどのアレルギー疾患に悩む子どもたちや保護者が少しでも困難を軽減できるよう患者会活動を支援しています。皆様のご寄附に支えられ、コロナ禍にあっても各地で患者会が芽吹き活動を発展させています。しかし、財政面がまだまだ脆弱なため、意見交流会や勉強会などを十分に行うことができません。アレルギー疾患への社会的対応を広く普及し、その内容を向上させるためには、患者会活動を軸とした草の根の力を強くする必要があります。私達は、こうした活動を粘り強く支援していきます。

ぜひ、あなたのご寄附をよろしくお願い申し上げます。

食物アレルギーがあっても、園や学校で安心して楽しく給食が食べられるよう子ども達を励まし、患者会支援にとり組みます。

専門的なアレルギー治療を受けることができる医療機関を紹介し、「アレルギー大学」を通してアレルギーに関する正しい情報を伝えます。

アレルギー疾患をもつ子どもの育児で困ったり悩んだりしているお母さんやお父さん、おじいちゃんやおばあちゃん達を励まします。

ご寄附頂いた金額に応じてプレゼントさせていただきます。

¥5,000 の寄付で受取れるリターン

■アレルギー対応アルファ化米 3 袋 をプレゼントさせていただきます。

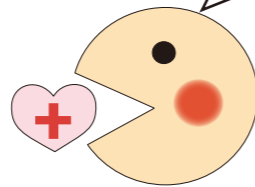
¥10,000 以上の寄付で受取れるリターン

■アレルギー対応アルファ化米 6 袋 をプレゼントさせていただきます。

プレゼントのアルファ化米は、法人会員のアルファ食品様よりご支援頂きました。災害対策支援のひとつとして、食物アレルギーの有無に関わらず、誰もが安心して食べられるアルファ化米の備蓄を推進しています。

アレルギーっ子の笑顔のためにご協力をお願いします！

※アルファ化米の賞味期限は3年程度のものになります。普段使いはもちろん、備蓄用としてもご利用頂けます。



## ☆ご寄附の方法☆

お願い 認定NPOを継続していくためには、お名前・ご住所を明記した100名以上の寄附者名簿の提出が求められています。お名前・ご住所を教えてくださいますようご協力をお願い申し上げます。  
※認定NPO法人とは、非営利のNPO法人の活動を支えるため、ご寄附された方が税金の減免を受けられる、特別に認定されたNPO法人のことです。

### 1. 郵便振替

※恐れ入りますが、振込手数料のご負担をお願い致します。  
※通信欄に必ずお名前・ご住所・電話番号をご記載ください。

#### ■ゆうちょ銀行からのお振込み

口座番号：00870-8-182317  
口座名義：認定 NPO 法人アレルギー支援ネットワーク

#### ■銀行からゆうちょ銀行へのお振込み

店名：〇八九店(ゼロハチキュウ)  
口座番号：0182317  
口座名義：認定 NPO 法人アレルギー支援ネットワーク

同封の料金受取人負担の払込取扱票からのお振込みの場合、現金でお支払いの場合には、加算料金(110円)のご負担をお願い致します。

| 取扱内容   | 送金金額 | 口座から支払い <sup>*1</sup> | 現金で支払い                 |
|--------|------|-----------------------|------------------------|
| ATM・窓口 | 一律   | 0円 <sup>*2</sup>      | 110円(税込) <sup>*2</sup> |

\*1: ゆうちょの総合口座通帳またはキャッシュカードが必要です。また、ATMでの通帳のご利用にはキャッシュカードのお申込みが必要です。  
\*2: 払込み料金は受取人であるアレルギー支援ネットワークが負担します。

### 2. 銀行振込

※恐れ入りますが、振込手数料のご負担をお願い致します。

※お名前・ご住所・電話番号を下記のいずれかでお知らせください。

- ①ホームページのお問合せフォーム (<https://www.alle-net.com/>)
- ②ファックス (FAX 03-6893-5801)



銀行および支店名：愛知銀行 本陣支店  
預金種目および口座番号：普通預金 2019056  
口座名義：特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワーク

## 認定 NPO 法人であるアレルギー支援ネットワークに寄附された方は確定申告によって寄附金控除を受けることができます。

税制上の優遇措置を受けるためには、当団体が発行した領収書が必要です。

【所得税】 ※1:年間総所得金額の40%を上限とする。

年間寄附額が2,000円を超える場合、以下の2つの方法から選択し、申告により税控除を受けることができます。

|               |   |
|---------------|---|
| 寄附金税額控除(税額控除) | (当該年内に支出した寄附金の合計額(※1) - 2,000円) × 40% = 寄附金税額控除額 (所得額の25%が上限) |
| 寄附金所得控除(所得控除) | 当該年内に支出した寄附金の合計額(※1) - 2,000円 = 寄附金所得控除額                      |

※寄附をされた方は「税額控除」と「所得控除」で有利な方を選択することができます。どちらが有利の控除になるかは、ご自身の所得金額や寄附金の額などにより異なりますので、詳しくは最寄りの税務署にお問合せください。

※企業(法人)の場合、特定公益増進法人等に対する寄附金として、特別損金算入限度額の範囲内で、損金として算入することができます。詳しくは最寄りの税務署または税理士にお問い合わせください。

【住民税(県民税および市町村民税)】 ※アレルギー支援ネットワークは、名古屋市(愛知県)の認定を受けた「認定NPO法人」です。そのためアレルギー支援ネットワークに寄附をされた方は、確定申告によって寄附金控除を受けることができます。

年間寄附額が2,000円を超える場合、名古屋市および愛知県内の一部の市町村における条例の指定により、個人住民税(※2)の寄附金税額控除の適用を受け、申告により税控除を受けることができます。

※2:住民税も寄附金控除の対象になり、控除割合は最大10%(都道府県民税4%/市町村民税6%)です。ただし、各自治体によって異なります。控除割合は各自治体のホームページでご確認いただけます。

※控除額には一定の上限額があります。また、所得によっては従来の所得控除方式が有利となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

例えば、税額控除で名古屋市在住の方がアレルギー支援ネットワークにご寄附いただいた場合

| 年間 5,000 円のご寄附                                | 年間 1 万円のご寄附                                | 年間 5 万円のご寄附                                  |
|---|--|--|
| (5,000円 - 2,000円) × 0.4 = 1,200円<br>+ 国税分     | (1万円 - 2,000円) × 0.4 = 3,200円<br>+ 国税分     | (5万円 - 2,000円) × 0.4 = 19,200円<br>+ 国税分      |
| (5,000円 - 2,000円) × 0.1 = 300円<br>   地方税(住民税) | (1万円 - 2,000円) × 0.1 = 800円<br>   地方税(住民税) | (5万円 - 2,000円) × 0.1 = 4,800円<br>   地方税(住民税) |
| 1,500円  | 4,000円                                     | 24,000円                                      |
| ↓   |  |  |
| 確定申告を行うことで、税額控除されます。                          |  |  |